



防災だより

～ 地域福祉等推進特別支援事業 ～

社会福祉法人
八重瀬町社会福祉協議会

八重瀬町字東風平1318-1

電話：998-4000

FAX：998-8999

社協HP

<http://www.yaeseshakyo.com/index.html>



〒901-0401

社会福祉法人
八重瀬町社会福祉協議会

八重瀬町字東風平一三一八番地一

電話〇九八一九八四〇〇〇

会長 諸見里 真常
副会長 神谷 榮助

外役職員一同



本年も相変わりませず
ご支援のほどお願い申し上げます

旧年中は大変お世話になり
ありがとうございました

新年あけまして
おめでとーございませす



さい がい つよ や え せ ちょう め ざ
災害に強い八重瀬町を目指して!

やえせちょうしゃかいふくしきょうぎかい
八重瀬町社会福祉協議会では地域福祉等推進特別支援事業
の**いっかん**一環として、平成21年4月より「**ぼうさい**防災だより」を**はっこう**発行し
ています。

こんかい
今回は、1月17日「**ぼうさい**防災ボランティアの日」、1月26日
「**ぶんかざいぼうか**文化財防火デー」についてお話しします。

防災ボランティアの日



防災ボランティアの日とは、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に因って制定された記念日で、日付はその1月17日です。

阪神・淡路大震災では、政府や行政の対応の遅れが批判された一方で、学生を中心としたボランティア活動が活発化し、「日本のボランティア元年」と言われました。

これをきっかけに、ボランティア活動への認識を深め、災害への備えの充実強化を図る目的で、同年12月の閣議で「防災ボランティアの日」の制定が決定され、翌1996年から実施された。この日を中心に前後3日を含む7日（1月15～21日）が「防災とボランティア週間」と定められています。

平成7年12月には災害対策基本法が改正され、国及び地方公共団体が「ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項」の実施に努めなければならないことが法律上明確に規定されました。

また、災害時における社会奉仕活動に従事している者が不慮の死を遂げた場合で、一定の条件を満たす場合には、内閣総理大臣が褒賞を行うことが、平成9年2月4日に閣議決定されました。

文化財防火デー



昭和24年のこの日に、世界的な文化遺産である日本最古の壁画が描かれた奈良県斑鳩町の法隆寺金堂が焼損しました。

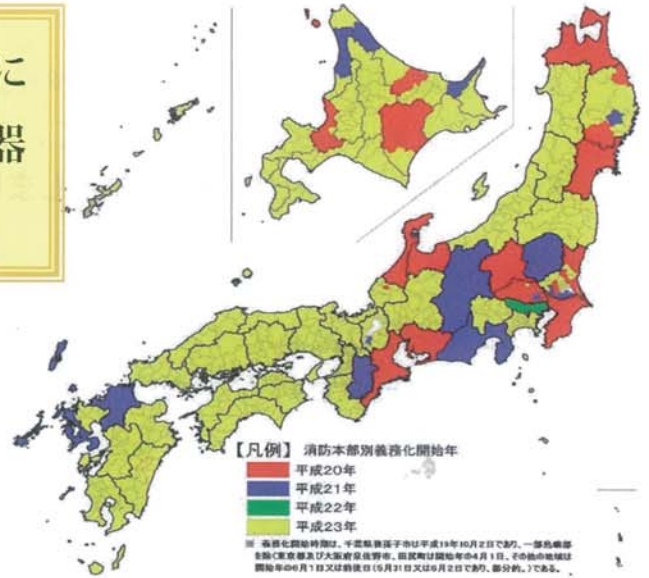
消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的とし、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開しています。

近年では、平成10年5月に奈良県の東大寺戒壇院千手堂が全焼し、重要文化財の「愛染明王座像」や、重要美術品の「千手観音・四天王立像」などが被災しました。

また平成12年5月には京都寂光院で火災により本堂が全焼し、重要文化財「木造地藏菩薩立像」が被害を受けました。

住宅用火災報知器って知っていますか？

消防法及び島尻消防、清掃組合条例により、全ての住宅に住宅用火災報知器等の設置が義務付けられました。



- ・新築住宅
平成18年6月1日から設置義務があります。
- ・既存住宅
平成23年5月31日までに設置して下さい。

なぜ住宅に「火災報知器」が必要なのですか？

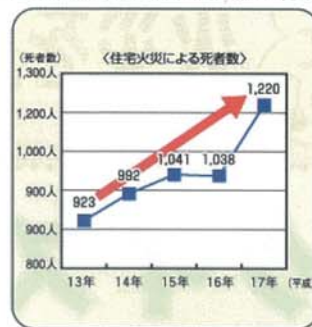
■住宅火災による死者数は建物火災の約9割



■死亡原因の約6割が逃げ遅れ



■住宅火災による死者は増加



■死者の約6割が65歳以上の高齢者



火災報知器はどこに取り付けるのですか？

1 寝室
就寝に使用する部屋の天井又は壁面に設置します。

2 階段
就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井又は壁面に設置します。

3 台所
設置するよう努めてください。(義務付けではありません。)

火災報知機の奏功事例

火災報知器が作動し、大事に至らなかった例を紹介します。

寝室で・・・

居住者は、寝たばこをして就寝中のところ、火災報知器の警報音で目が覚め、ふとんから煙が出ていることに気づき、あわてて風呂場に持って行き、浴槽の水に浸しました。



台所で・・・

鍋に火をかけたまま、ついうっかり外出してしまい鍋が空焚き状態になりました。やがて鍋の中身が焦げてもくもくと煙が発生し、火災発生となるところですが、住宅内に設置されていた火災報知機が煙を早期に感知して警報音を発してくれました。隣に住んでいる方が、この警報音と煙で異常に気づき119番通報をしてくれて大事には至りませんでした。



**119番
通報は
落ちついて
正確に!**

火災を見つけたら

- ・周りに大きな声で知らせましょう。
- ・避難しましょう
- ・119番へ通報しましょう。

☆防災クイズの正解発表☆

Q1・・・**C. 机の下に隠れる**

震度6～7クラスだと、全く何も出来ません。下手に動いてケガをしないように、机の下などに身を隠して揺れがおさまるのを待ちましょう。

Q2・・・**B. ガソリンスタンド**

ガソリンスタンドは以外にも、火にも地震にも強い施設。阪神淡路大震災では、実際に猛烈な火災がガソリンスタンドで焼け止まりになったという例があります。

Q3・・・**A. 買い物かごをかぶってうずくまる**

スーパー等の買い物かごは以外にも強度がある。とにかく頭を守る事が肝心です。

Q4・・・**C. 頭からかぶり、火災の時などに煙を吸わないようにする**

空気を入れてかぶると2～3分呼吸できます。煙を2呼吸程吸うと意識不明でその場に倒れてしまうことがあります。



あなたは何問正解できましたか?